

留学生の会費は年額二〇〇〇円とし、納入方法は別に定める。

第五條 会計年度は毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

附 則

本会則は昭和五十八年五月二十一日より施行する。

本会則は昭和六十一年十一月二十九日より一部改正施行する。

本会則は平成三年四月一日より一部改正施行する。

本会則は平成八年四月一日より一部改正施行する。

本会則は平成九年四月一日より一部改正施行する。

本会則は平成十二年七月八日より一部改正施行する。

本会則は平成十五年六月二十八日より一部改正施行する。

本会則は平成十六年六月十二日より一部改正施行する。

本会則は平成二十四年一月二十一日より一部改正施行する。

本会則は平成二十四年六月三十日より一部改正施行する。

本会則は平成二十八年七月二十二日より一部改正施行する。

本会則は平成二十九年七月一日より一部改正施行する。

内 規

一、委員の構成 当分の間、二松學舎大学大学院文学研究科国文学専攻から一名、中国学専攻から一名、文学部国文学科から七名、中国文学科から五名、都市文化デザイン学科から一名、上記以外の教職員会員からの会長の指名、委嘱により若干名を加えるものとする。

二、年間会費

1、通常会員は、年度ごとに、学生会員は、入学時に卒業・修了までの会費を一括納入するものとする。ただし、交換留

学生の会費は、半年ごとに一〇〇〇円を納めるものとする。

2、一度納入した会費は返還しない。

3、三年以上会費を滞納した者については、本会より除名する。

三、謝礼

1、講演会の講師に対する謝礼は、五〇〇〇円・七〇〇〇円・一〇〇〇〇円の三種とし、運営委員会において決定する。

2、『二松學舎大学人文論叢』に関する謝礼

ア、講演会の講演録執筆に対する謝礼は一五〇〇〇円とする。

イ、非会員による〈書評〉執筆に対する謝礼は一五〇〇〇円とする。

ウ、非会員による〈紹介〉執筆に対する謝礼は五〇〇〇円とする。

エ、非会員による査読に対する謝礼は一〇〇〇〇円、会員による査読に対する謝礼は五〇〇〇円とする。

『二松學舎大学人文論叢』投稿及び執筆要項（内規）

一 投稿資格

1 本会の会員である者。

2 編集委員会が依頼する者。

3 投稿原稿（以下「原稿」と略称）は、未公表の学術論文（博

士論文）に限る。

二 投稿原稿

1 原稿は、A4用紙に縦書きで、片側余白を20mmとし、

2 文字は、明朝体（ゴシック体可）で、12号（14pt）を

用いる。

3 表紙には、題目、著者名、所属機関名を記載する。

4 参考文献は、著者名、発行年、発行社名、頁数を記載す

る。

5 参考文献の記載は、著者名、発行年、発行社名、頁数を

記載する。

学位取得済の博士論文は、既発表論文と見做し、未発表相
当の改訂・変更等のないものは、受理しないので注意するこ
と）・小論文・研究報告（実践教育法など）・資料紹介・翻訳・
翻刻とする。ただし、口頭で発表しこれを初めて論文に纏め
たものは、未公表と見做す。（調査報告・新資料紹介は、そ
の調査・資料をふまえた論文であること。翻訳・翻刻は、本
人の研究全体の中で当該翻訳・翻刻の位置付けを明記する
こと）

なお、投稿原稿にはコピー（副本）二部を添え、現住所・卒
業年度及び現職、あるいは学年・所属を明記すること。

4 投稿原稿は、人文学に関するものとする。

5 投稿原稿は、原則として日本文に限る。ただし、中国学・比
較文学に関するものについては、編集委員長の承認を経て、
該当の原語での寄稿を認める。

三 原稿枚数等

6 原稿は校正時に加筆を要しない完全原稿とする。

7 原稿枚数は、本文・注・図版などをあわせて、四百字詰原稿
用紙五〇枚相当以内とする。なお、小論文の原稿枚数は、一
〇〜一五枚程度とする。注は、原稿用紙一マスに一字を納め
る。ワープロ等を使用の場合は、一行五四字または二七字と
し、毎ページ何行かを見やすい場所に明記し、四〇〇字詰原
稿用紙に換算した枚数を明記すること。

8 図版を必要とする場合、占有面積一ページ分を四〇〇字詰原
稿用紙二・五枚の割合で換算する。図版原稿は、そのまま版

下として使用できる鮮明なものとし、掲載希望の縦・横の寸
法を明示する。

9 同一標題の論文は、原則として連載を認めない。

四 体裁・表記等

10 漢文に返点・送り仮名を付けることは原則として認めない。

ただし、日本漢文・日本漢学等に関する内容のもので、訓点
の施し方自体を論ずる場合はこの限りではない。

11 注は、各章・各節ごとに付けず、通し番号を施して全文の末
尾に纏める。割注を用いることは認めない。

12 表記は、原則として常用漢字・現代仮名遣いとす。ただし、
旧漢字・旧仮名遣いを用いる場合は、執筆者の責任に於い
て、完全原稿を作成すること。

13 裏表紙の英文題目は、執筆者の責任に於いて原稿末尾に、改
行して記入すること。また、四〇〇字程度の要旨を添付する
こと。

五 原稿締切り・提出先

14 原稿締切りは、毎年四月末日・八月末日とする。

15 提出先は、国文学研究室・中国学研究室とする。

六 校正等

16 執筆者校正は、再校までとする。

17 校正時の加筆・訂正は、初校段階に限り、必要最小限のもの
についてのみ認める。再校時の加筆・訂正は、原則としてこ
れを認めない。

18 大幅に加筆・訂正された場合、その結果加算される印刷費

は、執筆者の負担とすることがある。

- 19 執筆者の責任で、校正が期限を越えて遅延し、発刊に支障をきたすことが予想される場合、編集委員会の責任に於いて、掲載を中止する場合がある。

七 抜刷等

- 20 掲載論文の執筆者（および書評執筆者で希望する者）に対しては、本誌五部と抜刷五〇部を贈呈する。抜刷の追加を希望する場合は、初校返送時に追加所要部数を連絡すること。ただし、抜刷追加部数の実費は、本人負担とする。

八

- 21 『二松學舎大学人文論叢』掲載論文等の著作権について本誌に掲載された論文等の全ての著作物の著作権は、原則として二松學舎大学人文学会に帰属する。
- 22 前項のうち、著作者が、自著の論文等を私的利用の範囲を超えて複製・転載等を行うことは自由である。
- ただし、著作者は、その旨を二松學舎大学人文学会に書面にて通知し、かつ複製物及び転載先等に出版として本誌名・号を明記しなければならない。

また複製物・転載誌等を本学会に寄贈するものとする。

- 23 本学会が、著作物を本誌またはデジタル化以外に印刷等するときは、本誌を通じ、あるいは個別に著作者にその旨連絡し、必要に応じて協議により措置するものとする。

- 24 著作権に関する問題処理は、著作者の責任において処理するものとする。

附 則

本投稿及び執筆要項（内規）は平成九年六月二十六日より施行する。

本投稿及び執筆要項（内規）は平成十二年七月八日より一部改正施行する。

本投稿及び執筆要項（内規）は平成十九年十月一日より一部改正施行する。

本投稿及び執筆要項（内規）は平成二十二年六月十七日より一部改正施行する。

本投稿及び執筆要項（内規）は平成二十二年十二月十五日より一部改正施行する。

本投稿及び執筆要項（内規）は平成二十三年七月七日より一部改正施行する。

本投稿及び執筆要項（内規）は平成二十七年十二月五日より一部改正施行する。